

青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成二十五年条例第九号)の一部改正【第六条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第五十一条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は_____</p> <p>___他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第五十一条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にあ</u></p> <p><u>る</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>
<p>(掲示)</p> <p>第五十六条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>重要事項</u>_____を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備</p>	<p>(掲示)</p> <p>第五十六条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____</p> <p>_____を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備</p>

改正後	改正前
<p>え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第五十七条 [略]</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 <u>第五十二条の十三第二項の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 <u>第六十条第四号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>三 <u>第五十三条の三の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 <u>第五十六条の八第二項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 <u>第五十六条の十第二項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処</p>	<p>え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>[追加]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第五十七条 [略]</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 <u>第五十二条の十三第二項に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>二 <u>第五十三条の三に規定する</u> 保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>三 <u>第五十六条の八第二項に規定する</u> 苦情の内容等の記録</p> <p>四 <u>第五十六条の十第二項に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処</p>

改正後	改正前
<p>置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第六十条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</p> <p>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>五～七 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十二条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場</p>	<p>置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第六十条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>三～五 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十二条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場</p>

改正後	改正前
<p>合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第八十八条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第八十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第六条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指</p>	<p>合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第八十八条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第八十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第六条_____に規定する担当職員_____、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指</p>

改正後	改正前
<p>定介護予防サービス等をいう。第二百五十二条第四号及び第二百六十六条第三号において同じ。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>二～十七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第百三十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、</p>	<p>定介護予防サービス等をいう。_____</p> <p>_____)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>二～十七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第百三十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、</p>

改正後	改正前
<p>施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第百三十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u> _____ を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p>	<p>施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第百三十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u> を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>(定員の遵守)</p> <p>第四百四十一条 [略]</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例<u>第六条第一項</u>に規定する担当職員<u>及び同条第二項に規定する介護支援専門員</u>が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、<u>同項各号</u>に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第四百四十二条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会</u></p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第四百四十一条 [略]</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例<u>第六条</u> _____ に規定する担当職員 _____ が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、<u>前項各号</u>に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第四百四十三条 [略]</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第五十二条の十三第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第三百三十八条第二項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十三条の三<u>の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の八第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十六条の十第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第四百四十三条 [略]</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第五十二条の十三第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第三百三十八条第二項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十三条の三<u>に規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十六条の十第二項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

改正後	改正前
<p>3 [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百五十九条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</p> <p>6 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第百六十九条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百七十五条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介</p>	<p>3 [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百五十九条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>5 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第百六十九条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百七十五条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介</p>

改正後	改正前
<p>護予防短期入所療養介護事業所」という。) ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>三 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同</p>	<p>護予防短期入所療養介護事業所」という。) ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法(以下「平成十八年旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</u></p> <p>三 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同</p>

改正後	改正前
<p>じ。)を有する病院又は診療所_____である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数とすること。</p> <p>三 診療所（<u>前号</u>に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者_____の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置すること。</p> <p>四 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第一百七十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の</p>	<p>じ。)を有する病院又は診療所（<u>前号に該当するものを除く。</u>）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数とすること。</p> <p>四 診療所（<u>前二号</u>に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置すること。</p> <p>五 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第一百七十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の</p>

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第七十七条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室<u>又は診療所</u>の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第七十七条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、<u>診療所</u>の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室<u>又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）</u>において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>一 <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第八十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 療養病床を有する病院<u>又は</u>診療所_____である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、<u>療養病床</u>_____に係る病床数及び<u>療養病床</u>_____に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>三・四 [略]</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第八十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 療養病床を有する病院<u>若しくは</u>診療所<u>又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院</u>である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、<u>療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟</u>に係る病床数及び<u>療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟</u>に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>三・四 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第八十二条 [略]</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第五十二条の十三第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第七十九条第二項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十三条の三の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の八第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十六条の十第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第八十二条 [略]</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第五十二条の十三第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第七十九条第二項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十三条の三に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の八第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十六条の十第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p>

改正後	改正前
<p>第百八十三条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五十六条の十一まで（第五十六条の九第二項を除く。）、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第二百二十三条、第三百三十五条、第三百三十六条第二項、<u>第百四十二条及び第百四十二条の二</u>の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十六条の二の二第二項、第五十六条の四第一項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第百八十条」と、第二百二十二条の二第三項及び第四項並びに第二百二十三条第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第三百三十五条第一項中「第百四十二条」とあるのは「第百八十条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第百八十三条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五十六条の十一まで（第五十六条の九第二項を除く。）、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第二百二十三条、第三百三十五条、第三百三十六条第二項<u>及び第百四十二条</u>の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十六条の二の二第二項、第五十六条の四第一項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第百八十条」と、第二百二十二条の二第三項及び第四項並びに第二百二十三条第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第三百三十五条第一項中「第百四十二条」とあるのは「第百八十条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第百九十三条 <u>介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の</u>事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、<u>法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有するものであることとする。</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第百九十三条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の</u> <u>事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおり</u> <u>とする。</u></p> <p>一 <u>介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u> <u>にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有するものであること。</u></p> <p>二 <u>指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有するものであること。</u></p> <p>三 <u>療養病床を有する病院であるユニッ</u></p>

改正後	改正前
<p><u>[削除]</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 ユニット及び浴室を有するものであること。</u></p> <p><u>二 ユニット、廊下、機能訓練室及び浴</u></p>	<p><u>ト型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有するものであること。</u></p> <p><u>四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有するものであること。</u></p> <p><u>五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有するものであること。</u></p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>室</u>にあつては、<u>次の基準を満たすものであること。</u></p> <p><u>イ ユニット 次の（１）から（４）までに掲げる設備に応じ、それぞれ（１）から（４）までに定める基準</u></p> <p><u>（１） 病室 次の（i）から（iv）までに掲げる基準</u></p> <p><u>（i） 一の病室の定員は、一人であること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人であること。</u></p> <p><u>（ii） いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものであること。</u></p> <p><u>（iii） 一の病室の床面積等が、十・六五平方メートル以上であること。ただし、（i）ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>（iv） ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</u></p> <p><u>（２） 共同生活室 次の（i）から（iii）までに掲げる基準</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(i) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものであること。</u></p> <p><u>(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積を標準として算出した面積以上であること。</u></p> <p><u>(iii) 必要な設備及び備品が備えられていること。</u></p> <p><u>(3) 洗面設備 次の(i)及び(ii)に掲げる基準</u></p> <p><u>(i) 各病室に設けられ、又は各共同生活室に相当数設けられていること。</u></p> <p><u>(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものであること。</u></p> <p><u>(4) 便所 次の(i)及び(ii)に掲げる基準</u></p> <p><u>(i) 各病室に設けられ、又は各共同生活室に相当数設けられていること。</u></p> <p><u>(ii) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること、及</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>び身体の不自由な者が使用するのに適したものであること。</u></p> <p><u>ロ 廊下幅 一・八メートル以上であること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上であること。</u></p> <p><u>ハ 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具が備えられていること。</u></p> <p><u>ニ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。</u></p> <p><u>三 前号口から二までに掲げる設備が、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>四 第二号イ（２）の共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなすこと。</u></p> <p><u>五 前各号に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていること。</u></p> <p><u>3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>二 ユニット及び浴室を有するものであ</u></p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>ること。</u></p> <p><u>ニ ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室</u> <u>にあつては、次の基準を満たすもの</u> <u>であること。</u></p> <p><u>イ ユニット 次の（１）から（４）</u> <u>までに掲げる設備に応じ、それぞれ</u> <u>（１）から（４）までに定める基準</u></p> <p><u>（１） 病室 次の（i）から（iv）</u> <u>までに掲げる基準</u></p> <p><u>（i） 一の病室の定員は、一人で</u> <u>あること。ただし、利用者への</u> <u>指定介護予防短期入所療養介護</u> <u>の提供上必要と認められる場合</u> <u>は、二人であること。</u></p> <p><u>（ii） いずれかのユニットに属</u> <u>するものとし、当該ユニットの</u> <u>共同生活室に近接して一体的に</u> <u>設けられていること。ただし、</u> <u>一のユニットの利用者の定員</u> <u>は、原則としておおむね十人以下</u> <u>とし、十五人を超えないもの</u> <u>であること。</u></p> <p><u>（iii） 一の病室の床面積等が、</u> <u>十・六五平方メートル以上であ</u> <u>ること。ただし、（i）ただし書</u> <u>の場合にあつては、二十一・三</u> <u>平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>（iv） ブザー又はこれに代わる</u> <u>設備が設けられていること。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(2) 共同生活室 次の (i) から (iii) までに掲げる基準</u></p> <p><u>(i) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものであること。</u></p> <p><u>(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積を標準として算出した面積以上であること。</u></p> <p><u>(iii) 必要な設備及び備品が備えられていること。</u></p> <p><u>(3) 洗面設備 次の (i) 及び (ii) に掲げる基準</u></p> <p><u>(i) 各病室に設けられ、又は各共同生活室に相当数設けられていること。</u></p> <p><u>(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものであること。</u></p> <p><u>(4) 便所 次の (i) 及び (ii) に掲げる基準</u></p> <p><u>(i) 各病室に設けられ、又は各共同生活室に相当数設けられていること。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(ii) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること、及び身体の不自由な者が使用するのに適したものであること。</u></p> <p><u>ロ 廊下幅 一・八メートル以上であること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上であること。</u></p> <p><u>ハ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具が備えられていること。</u></p> <p><u>ニ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。</u></p> <p><u>三 前号ロからニまでに掲げる設備が、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>四 第二号イ（２）の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなすこと。</u></p> <p><u>五 前各号に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていること。</u></p> <p><u>4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニッ</u></p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>ト型介護医療院に関するものに限る。）を有するものであることとする。</u></p> <p><u>5</u> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百八条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（<u>指定居宅サービス等基準条例第二百六条</u>に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定居宅サービス等基準条例第二百八条第一項から第四項まで</u>に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第九十六条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5</u> <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> [略]</p>	<p><u>2</u> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百八条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（<u>同条例</u>第二百六条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>同条例第二百八条第一項</u>に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第九十六条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>5</u> [略]</p>

改正後	改正前
<p>(定員の遵守)</p> <p>第百九十七条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>三 [略]</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第百九十七条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数</u></p> <p>三 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第二百五条 [略] 2～8 [略] <u>9 次に掲げる要件のいずれにも適合する 場合における第一項第二号イ及び第二項 第二号イの規定の適用については、これ らの規定中「一」とあるのは、「〇・九」 とする。</u> <u>一 第二百十九条において準用する第百 四十二条の二に規定する委員会におい て、利用者の安全並びに介護サービ スの質の確保及び職員の負担軽減を図 るための取組に関する次に掲げる事項 について必要な検討を行い、及び当 該事項の実施を定期的に確認している こと。</u> <u>イ 利用者の安全及びケアの質の確保</u> <u>ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽 減及び勤務状況への配慮</u> <u>ハ 緊急時の体制整備</u> <u>ニ 業務の効率化、介護サービスの質 の向上等に資する機器（次号におい て「介護機器」という。）の定期的 な点検</u> <u>ホ 介護予防特定施設従業者に対する 研修</u> <u>三 介護機器を複数種類活用している こと。</u> <u>三 利用者の安全並びに介護サービスの</u></p>	<p>(従業者の員数) 第二百五条 [略] 2～8 [略] [追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第二百六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p><u>第二百十二条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第二百六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第二百十六条 [略]</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護 <u>事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p>一 <u>利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>二 <u>当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護 <u>事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護 <u>事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同</u></p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第二百十六条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百十八条 [略]</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二百十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百十八条 [略]</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二百十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記</p>

改正後	改正前
<p>録</p> <p>三 第二百十三条第二項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第二百十五条第三項<u>の規定による</u>結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する第五十三条の三<u>の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第五十六条の八第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第五十六条の十第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百十九条 第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の二の二、第五十六条の四から第五十六条の八まで、第五十六条の十から第五十六条の十一まで_____、第二百二十二条の四、第四百四十一条の二及び第四百四十二条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用</p>	<p>録</p> <p>三 第二百十三条第二項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第二百十五条第三項<u>に規定する</u>結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する第五十三条の三<u>に規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第五十六条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第五十六条の十第二項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百十九条 第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の二の二、第五十六条の四_____から第五十六条の十一まで(第五十六条の九第二項を除く。)、第二百二十二条の四及び第四百四十一条の二_____の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用</p>

改正後	改正前
<p>する。この場合において、第五十四条、第五十六条の二の二第二項、第五十六条の四第一項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号_____中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第二百十四条」と、第四百四十一条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百三十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百三十五条 [略]</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に</p>	<p>する。この場合において、第五十四条、第五十六条の二の二第二項、_____第五十六条の十の二第一号及び第三号並びに第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項_____中「第五十六条」とあるのは「第二百十四条」と、第四百四十一条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百三十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百三十五条 [略]</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に</p>

改正後	改正前
<p>対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二百三十七条第二項の規定による</u> 受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録</p> <p>三 前条第八項<u>の規定による</u>結果等の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十三条の<u>三の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の八第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十六条第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 次条において準用する第二百十一条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>八 次条において準用する第二百十三条第二項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>九 次条において準用する第二百十五条第三項<u>の規定による</u>結果等の記録</p>	<p>対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二百三十七条第二項に規定する</u> 受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録</p> <p>三 前条第八項<u>に規定する</u> 結果等の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十三条の<u>三に規定する</u> 保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の八第二項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十六条第二項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 次条において準用する第二百十一条第二項<u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>八 次条において準用する第二百十三条第二項<u>に規定する</u> 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>九 次条において準用する第二百十五条第三項<u>に規定する</u> 結果等の記録</p>

改正後	改正前
<p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百三十六条 第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の二の二、第五十六条の四から第五十六条の八まで、第五十六条の十から第五十六条の十一まで_____、第二百二十二条の四、第四百四十一条の二、第二百九条から第二百十二条まで、第二百三十三条及び第二百二十五条から第二百七条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条、第五十六条の二の二第二項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第二百三十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十六条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第四百四十一条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」と</p>	<p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百三十六条 第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の二の二、第五十六条の四から_____第五十六条の十一まで(第五十六条の九第二項を除く。)、第二百二十二条の四、第四百四十一条の二、第二百九条から第二百三十三条まで_____及び第二百二十五条から第二百七条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条、第五十六条の二の二第二項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第二百三十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十六条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第四百四十一条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」と</p>

改正後	改正前
<p>あるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二百十一条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百十五条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第二百四十条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百四十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業</p>	<p>あるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二百十一条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百十五条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第二百四十条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令_____第 第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百四十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業</p>

改正後	改正前
<p>所の他の職務に従事させ、又は_____</p> <p>_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第二百四十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百四十四条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u> を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、<u>重要事項</u> を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四十九条 [略]</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな</p>	<p>所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第二百四十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百四十四条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>[追加]</p> <p>3 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四十九条 [略]</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな</p>

改正後	改正前
<p>ればならない。</p> <p>一 次条において準用する第五十二条の十三第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 <u>第二百五十二条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>三 第二百四十七条第四項の規定による結果等の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十三条の三の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の八第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十六条の十第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第二百五十二条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百三十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、</p>	<p>ればならない。</p> <p>一 次条において準用する第五十二条の十三第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>二 第二百四十七条第四項に規定する結果等の記録</p> <p>三 次条において準用する第五十三条の三に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第五十六条の八第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の十第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>六 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第二百五十二条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百三十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、</p>

改正後	改正前
<p>次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p><u>四 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p> <p>五～七 [略]</p> <p><u>八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p>	<p>次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>四～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>土 [略]</p> <p>(介護予防福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第二百五十三条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、<u>介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握</u>（以下この条において「<u>モニタリング</u>」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百六十七条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、<u>モニタリング</u> _____ _____ を行うものとする。ただし、<u>対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から</u></p>	<p>七 [略]</p> <p>(介護予防福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第二百五十三条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間 _____ _____ 等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百六十七条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、<u>当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握</u>（以下この条において「<u>モニタリング</u>」という。）を行うものとする。 _____ _____ _____</p>

改正後	改正前
<p><u>六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</u></p> <p>6～8 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百五十八条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百六十三条 [略]</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 第二百六十条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 <u>第二百六十六条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>6～8 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百五十八条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百六十三条 [略]</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 第二百六十条に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>三 次条において準用する第五十三条の三の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第五十六条の八第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第五十六条の十第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>六 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百六十六条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法</u></p>	<p>三 次条において準用する第五十三条の三に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>三 次条において準用する第五十六条の八第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十六条の十第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>五 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百六十六条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p> <p>四・五 [略]</p> <p>六 <u>対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。</u></p> <p>七 <u>指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>八 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>九 [略]</p> <p>(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百六十七条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>福祉用具専門相談員は、対象福祉用具</u></p>	<p>三・四 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>五 [略]</p> <p>(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百六十七条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<u>に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u>	